

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より第226回総会を開催いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の阿部委員と神和地区の井上委員のお二人をお願いいたします。 また、地元説明のため、久米地区の仙波勝博推進委員と、石井地区の戒能泰隆推進委員と、難波地区の荻山推進委員と、栗井地区の松本推進委員に御出席を願っています。 よろしくお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号の11件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第1号を御報告いたします。 5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 1番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。 離作補償を支払うとしております。 続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。 令和4年8月26日から令和4年9月25日までに専決処理した案件は4条届出が9件、5条届出が11件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第4号を御報告いたします。

伊賀上大輔副主幹	1 番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に 3 条許可申請により、第三者に売却するものでございます。 離作補償は無いとしております。 2 番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。 離作補償は無いとしております。 3 番、本件は、強化促進法により、令和 2 年 7 月 1 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約したもので、解約と同時に 3 条許可申請により、第三者に使用賃借権を設定するものでございます。 離作補償は無いとしております。 4 番、本件は、農地法第 3 条により、昭和 54 年 12 月 22 日に設定された賃借権でございます。賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。 離作補償は無いとしております。 5 番、本件は、農地法第 3 条により、令和 3 年 1 月 8 日に設定された賃借権でございます。 賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主席	それでは、御説明いたします。 お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。 1番、譲受人は、農地約35アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 2番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 3番、4番、5番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、学校法人でございます。 この度、食育教育活動の一環として耕作便利な申請地を譲り受けるものでございます。 なお、本案件は、許可にあたり不許可の例外規定が適用される案件でございますので後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 6番、譲受人は、農地約150アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 7番、譲受人は、農地約33アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 8番、9番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 10番、11番、12番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

伊賀上大輔副主幹	譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 13 番、譲受人は、農地約 285 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 14 番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 15 番、16 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約 290 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 17 番、譲受人は、農地約 86 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 18 番、19 番、20 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約 26 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得及び借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 なお、本案件は、許可後 30 アール越えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 21 番、譲受人は、農地約 294 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 22 番、譲受人は、農地約 88 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 23 番、24 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約 25 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得及び借り受け、農業に精進していくものでございます。
----------	---

伊賀上大輔副主幹	なお、本案件は、許可後 30 アール越えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 25 番、譲受人は、農地約 156 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局の説明が終わりました。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 許可後の経営面積が 30 アール以上となる案件は 5 件で、18 番～20 番までの併用案件と、23 番と 24 番の併用案件であります。 新規農業の案件が 7 件で、2 番の案件、8 番と 9 番の併用案件、10 番～12 番までの併用案件、14 番の案件であります。 また、許可要件の例外規定が適用される案件は 3 件で、3 番～5 番の併用案件です。 それでは、2 番は、所在地が小野地区でありますので、仙波正幸委員から説明をお願いします。
仙波正幸委員	それでは、説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、小野地区にて新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。 知人や愛媛中央農協の営農指導員より営農指導を受ける予定であり、農業に対する意欲も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 次に、3 番～5 番までの併用案件は所在地が、久米地区でありますので、久米地区の仙波勝博推進委員から、お願いします。

仙波勝博推進委員	それでは、御説明いたします。 本件譲受人は、久米窪田町で幼保連携型認定こども園を運営する学校法人であります。 今般、園児たちの食育教育を目的に、認定こども園に隣接する申請地を取得し、果樹や季節野菜などの栽培を行うということです。 また、本件譲受人は学校法人であり、不許可の例外規定に該当することから了承いたしましたので、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 次に、８番と９番の併用案件と、１０番から１２番までの併用案件は所在地が、それぞれ久谷地区でありますので、平岡委員から続けて説明をお願いします。
平岡量二委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、久谷地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、また、農業の経験も豊富であることから、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。 それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、久谷地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、また、農業の経験も豊富であることから、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 続きまして、１４番は、所在地が石井地区でありますので、戒能泰隆推進委員から、お願いします。

戒能泰隆推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、石井地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 次に、18番～20番までの併用案件は、所在地が、和気地区でありますので、渡部泰明委員から説明をお願いします。
渡部泰明委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたように、申請人は農地約26アールを耕作する農業者であります。 この度、和気地区にて農地を取得、及び借入れし、農業経営の規模拡大を図るため申請に及んだものです。 申請人は、農作業の経験も豊富であり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 次に、23番と24番の併用案件は、所在地が、栗井地区でありますので、松本推進委員から説明をお願いします。
松本茂樹推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありました23・24番の併用案件について、申請人は栗井地区内にお住まいで、この度、同地区内の農地を取得・使用貸借し経営規模の拡大

松本茂樹推進委員	を図るものでございます。 申請人は、昨年、定年を迎え、時間的なゆとりも出来たことから以前から関心のあった季節野菜の栽培を始めようとするものです。 必要な農機具並びに作付けに関する栽培技術も十分備えていることから、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしく願ひいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
船草康司副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件申請人は、農地約54アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地に近い久米中学校のPTAや教職員の方々や近隣住民の要望により、本申請地を26台分の露天貸駐車場及び申請人が利用する農業用施設として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。 第1種農地ではございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 また、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴

船草康司副主幹	く必要があります。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 議案第6号につきまして、本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分ではありますが、優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
船草康司副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 2番、本件は9月総会で、本人保留となっていたものですが、この度、保留を解消とするものでございます。 本件受人は、貨物自動車運送事業を主な業務とする法人でございます。 令和2年12月に農地法第5条許可により上野町へ大型車両等の露天駐車場を設置し、利用を開始しましたが、朝夕の従業員の通勤車両から大型車への乗換等で駐車場内が混雑し、従業員に危険が生じていることから、今般、既存施設に近接する本申請地を取得し、27台分の通勤車両用の露天駐車場として利用したいとしており

ます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

3 番、本件は 9 月総会で、本人保留となっていたものですが、この度、保留を解消とするものでございます。

本件受人は、一般貨物自動車運送事業を主な業務とする法人でございます。

本年 5 月に申請地西側に事務所を移転し、事業を行っておりますが、来客及び従業員用の駐車場が手狭で何かと業務に支障をきたしていることから、今般、既存施設に隣接する本申請地を取得し、5 台分の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

4 番は、申請書類不備のため保留です。

5 番、本件は 9 月総会で、本人保留となっていたものですが、この度、保留を解消とするものでございます。

本件受人は、農産物加工業を主な業務とする法人でございます。

令和 3 年 4 月に新設工場の許可を得て、工場を建築し業務展開を進めておりますが、想定以上の農産物の搬入により、既存の浄化槽では処理しきれないほどの工場排水に大変苦慮しており、業務に支障をきたしていることから、今般、既存施設に隣接する本申請地を取得し、既存施設と一体で工場の排水処理施設の増設を行いたいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

船草康司副主幹	7 番、本件受人は、構造物調査、エネルギー事業を主な業務とする法人でございます。 令和元年 12 月 26 日付で、3 年間の一時転用として農地法第 5 条許可受け、農用地区域内にある本申請地で、優良農地でも許可の対象となる営農型太陽光発電施設を開設しておりますが、本年 12 月 25 日で 3 年の許可期間が経過することから、引き続き事業を継続するための再申請が提出されたものでございます。 本申請は、パネル 1,312 枚の支柱となる 6.65 平方メートルについての 3 年間の一時転用許可申請であり、それ以外は、下部農地ではシキミ及び椎茸栽培が行われており、パネル施設による特段の支障もなく生育しており、営農に知見を有する者からの支障ない旨の所見も添付されています。 なお、本申請地は、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地、すなわち優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 8 番、本件受人は、自動車整備及び修理・販売業を行う法人の代表取締役をしております。 経営する「アイシン自動車株式会社」は申請地近辺で事業を行っておりますが、整備車両等の増加に伴い既存の事業敷地が手狭で業務に支障をきたしておりますが事業資金等の関係から、今般、本件受人が申請地を取得し 23 台分の露天駐車場として転用した後、「アイシン自動車株式会社」に貸し出す、貸露天駐車場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は伊予鉄 鎌田駅よりおおむね 500 メートル以内に位置することから第 2 種農地と判断されます。 9 番、本件受人は、貨物自動車運送事業を主な業務とする法人でございます。 令和 3 年 7 月に農地法第 5 条許可によりソーラーシステムハウス、従業員用の車両及び事業用車両等の露天駐車場・露天資材置場の許可を得て事業を行っておりますが、ソーラーシステムハウスの需要が増えたため、ソーラーシステムハウスの保有を増やし、それに伴い従業員も増加したことから、既存の置場が手狭で業務に支障をきたしていることから、今般、事務所に近い本申請地を取得し、ソーラーシステムハウス 5 棟、事業用・通勤用の車両 6 台分の露天駐車場兼露天資材置場として利用したいとしております 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区
---------	--

船草康司副主幹	域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。 10 番、本件受人は、住宅の増改築及び建て替え並びにリフォーム、太陽光発電システムの施工・販売及び売電業を主な業務とする法人であります。 この度、太陽光発電による売電事業の拡大のため、日当たりの良い本申請地を取得し、隣接する山林と一体で太陽光発電施設を設置したいとしております。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。 また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 11 番、本件受人は、不動産・建築工事業を主な業務とする法人でございます。 この度、住環境が良く、松山市中心部へのアクセスも良い本申請地を取得し、住宅を建築し販売する建売住宅を 2 区画、販売したいとしております。 なお、申請地は、都市計画区域外に位置しているため、都市計画法上の開発許可は不要でございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で事務局からの説明が終わりました。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 10 番の案件は、1,000 平方メートルを超える案件で、所在地が難波地区でありますので、荻山推進委員から説明をお願いします。
荻山民之推進委員	先ほど事務局から説明がありました 10 番の案件について、譲受人は、兵庫県に本社を置き、住宅の建て替えや増改築、並びに売電事業などを営む法人です。 今般、日照条件並びに立地条件等優れた本申請地を取得し、太陽光発電事業の規

荻山民之推進委員	模拡大をしたく、転用申請に至ったものであります。 転用によって生ずる被害の防除措置、施工に伴う安全管理、転用後の維持管理についても適正に実施されるということですので、地元としては了承した訳でございますが、本総会での御審議をよろしくお願いします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 議案第7号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、7番は、優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第8号、「令和4年度第7号農用地利用集積計画」について議題とします。 それでは、事務局から説明をいたします。
住田英俊主幹	それでは、御説明します。 本日の案件15件の内、使用貸借権の設定は31筆、賃借権2筆、所有権移転が2筆で、設定総面積は2万5,860平方メートルです。 その内訳は、新規が15筆、更新が18筆、売買が1筆、贈与が1筆となっています。 番号1から番号4の譲受人は、新規参入の農業生産法人で中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

住 田 英 俊 主 幹	番号 5 の譲受人は、約 96 アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 6 の譲受人は、約 334 アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 9 の譲受人は、約 222 アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 11 の譲受人は、約 62 アールを耕作する農業者で、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 14 の譲受人は、約 104 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 15 の譲受人は、約 106 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和 4 年 10 月 18 日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしく申し上げます。
寺 井 克 之 会 長	議案第 8 号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 9 号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。 事務局から説明をいたします。

住 田 英 俊 主 幹	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20年間適正な耕作を継続して行いますと、相続税は免除されます。 今般、税務署より、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。 今回報告する案件は7件です。 該当農地42筆のうち6筆は、保全管理、それ以外の農地につきましては、すべて適正に耕作していることを確認しております。 なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	議案第9号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、御報告いたします。 令和4年8月26日～令和4年9月25日までに専決処理した案件は12件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

伊賀上大輔副主幹	これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第10号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第11号、「松山農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
船草康司副主幹	それでは、御説明いたします。 本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。 1番～5番は、樹園地の多い農用地区域内農地でございますが、現在、優良な樹園地として管理されています。 今般、中山間地域等直接支払制度を活用するにあたり、要件の農用地区域内農地へ編入してほしい旨の申出があったものであります。 6番は、令和3年3月総会で3条許可により、公売にて取得した樹園地でございますが、今般、JAの補助金制度を活用するにあたり、要件の農用地区域内農地へ編入してほしい旨の申出があったものであります。 7番～22番の、本件申出地周辺は、樹園地の多い農用地区域内農地で、申出地も

船草康司副主幹	柑橘の栽培を行っております。 今後、長期間、農業振興を図る為、本件申出地を農用地区域へ編入し、当該事業地の集団化、整形化を図るとともに、将来に向けた優良農地を形成したいとしております。 本件、各申出地の農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われますが、意見の決定をお願いします。 また、今年の８月総会にて非農地判断いただきました、堀江地区の案件についても農用地区域からの除外の申出があり、除外やむを得ないと、思われますので併せて、意見の決定をお願いします。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第 11 号につきまして、事務局からの説明が終わりました。 本件について、御意見・御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案 11 件の審議は、全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
住田英俊主幹	県内のコロナウイルス感染状況は、現在のところ落ち着いてきており、９月 16 日をもって、県における「愛媛県 B A. 5 対策強化宣言と医療危機宣言」は終了しましたことから、本日の総会から委員さん全員での開催とさせていただきました。 なお、今後のコロナの感染状況によりましては、再び出席を半数に減らしての開催となることもありますので、よろしくお願いします。 感染状況は落ち着いているように見えますが、感染者はまだまだ多い状況にはかわからないことから、皆様におかれましても、日々の感染予防に気を緩めることな

住 田 英 俊 主 幹	く、健康管理に努めていただきたいと思います。 次に、農業委員視察研修に参加される委員さんへのご案内ですが、改めて研修行程表などをお送りしますのでよろしくお願いします。 それでは、次回の総会の日程についてですが、 来月の第 227 回総会は、11 月 10 日 木曜日の午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定です。 よろしくお願いいたします。 連絡事項は、以上となります。
寺 井 克 之 会 長	以上をもちまして、本日の第 226 回総会を閉会します。
渡 部 純 三 局 長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。 午前 11 時 10 分閉会